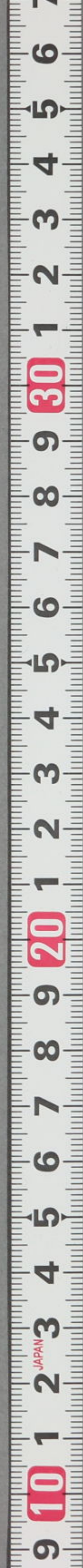


官板
玉石志林

四

イ 4
3165
4



目次

合衆國ベニヤミンフランクリン略傳

巴里斯地下諸寶の説

峩主令終少ふ説

北光

北亞墨利加合衆國の禮儀及び風習

佛蘭西の使臣と擒捕する記

正石志木 卷四 目次

新蘭西の對立と齟齬と

北亞墨洋の合衆國の盛衰と風習

北米

海主令發の事

西里維亞の諸寶の窟

合衆國のメキシコと南米との關係

目六

玉石志林卷之四

合衆國ベンヤミンフランクリン略傳

第二百五十五葉

千八百五十五年 荷蘭瑤西

大家輩其既没する後、眇小なる人物にも、懷舊の情を起さしめて、毎に新に大家としての盛名を受る時、其人皆稱述す可し。足れる者ふ、其斯盛價を致す所の者、其人既に没する後、一生の履歷、吾人の口碑に遺り、瞑目休息の後、功勞世に傳はると、恰も累百萬の金を貽傳して、滿天下の人、其利澤に浴するが如き故に、由れ、フランクリン其人、一千七百九十

年既_二木_一就くと雖も猶實_二生けるが如し其履歴ハ其傳
 と讀む人心の間_二流行し高大と爲して是を仰けり
 フランクリンハ北彌利堅^{アメリカ}摩士頓^{ボストン}の貧なる石鹼工の子其生
 る一千七百六年を以て_二其教育_一の心を竭さざるを
 知るべし且吾邦の如く童幼を教育して其器を成す_二ハ彌
 在て當時未_二是を聞かず然れ共十全_一ならざる教育も其
 精神の穎敏を傷_二と能はず夫れ大家と成_二べき天授ある童
 子早く既_二非凡の徴ありモサルトハ四歳_一してカラヒー
 ル^{の器}と弄し拿破崙ハブリン子學校の諸生と_二時幼_一して
 て既_二大野戦を作しシキルレルハ十八歳_一して哀悼の戲

曲と賦_二而してフランクリンハ甫_一り八歳_一して一大家と
 成_二べきと證せり
 其兒伴と軍伍_二擬する遊嬉等と興行する間他毎_二必將帥
 とふる未_二曾て平士とふる_一とふる_一皆依尼拉爾_二職_一し兒輩
 の他_二順從する_一と世間の真將卒と異_二ら_一ず其上馬の遊嬉を
 爲すや兒伴毎_二馬とある未_二曾て他_一と引て馬と爲_二ず八歳
 の時嘗て其遊侶と摩士頓の一新宅を經營せる一廣場_二遊
 戯_一其近地_二一小流ありて水畔_一許多の石を堆せ_二兒輩
 此石を以て水流中_二石塘を造らんと想起_一し兒輩ハ思慮な
 く石を握り水中_二擲つ然_二る_一年少フランクリンハ水中_二

歩ミ入り、其石を堅實ニ疊案セリ、其巧妙なる、溝渠造築の術ニ通ずる者として、一塘を築し、雖も復是ニ加ふる能ハざリ、至リ、既ニして、石主とベンヤミンの父と同トク來りて、可否を論ゼズ、半途ニして其役を阻む、然レ、二老人細ニ其築法を視て、少年ガ石塘を築スル工法ハ、是を要スル、童子フランクリンの天然ニ自得セシ築法より生ズルを悟レリ、歳弱冠トナリ、及デ、活刷工トナル、其獲ル所の金ハ、大半是を用ひて、學問ニ關涉セシ事物ニ擲ラ盡シ、活刷の同侶、多くハ其故を悟ラざリ、至リ、其甚シク至テハ、一千七百二十三年、他費拉地費讀西貢文の首府ニ往リ、時、囊中一ストイフルヒラデルヒアあり、

久然リ、四ストイフルを得ざれば、飢餓を免ル、不足ラズ、他、其有ル所の錢にて、麵包を買ハ、然レ共、更ニ復是を買ハ、ズ、術あるを以テ、是を食盡ス、此時一人も此飢困セシ活刷工を顧ル者無シ、六十五年の後、復同一府の門を入リ、時ハ、全く今と相反シ、國民の衆目皆驚喜して涙を揮ヒ、其人を視ル、此時ニ方テ、此人の來ルハ、真個の盛大なる凱陣なり、他費拉地費にて、初テ、日刊紙を刻シ、又別ニ小冊を刻シ、其名大ニ顯ル、後又洋紙を交易スルを謀リ、大利を得ル、是ニ於テ、家道次第ニ饒富トナル、一千七百三十一年、フランクリン始テ、公共書庫一間を、費拉地費ニ建ツ、又ハルモニカト云ル、

フランクリンの肖像



の一事と名つくるに足れり、然れ共、フランクリンの大名を成す者ハ、避電線の發明より盛なるハ無し、他一とび此線を發明して、天上の雷電人を傷るの權を奪えり、然るに、此發明

樂器を修正又其工藝に關する諸學術を更改して、精巧に至らじ、一千七百三十八年、ブランドカスト草木を長と紐造る、是も亦其著大

由て、多くの敵を惹起し、他を誹りて曰く、他ハ神明の怒を招ける無智の罪人なりと云り、其説ハ、凡人其智力を用ひて、諸危難を避んとすハ、天意に非ずと謂ふ意に出づ、眞に歎息するに堪らじ

一千七百五十七年より以來、他の功業多し進仕の途初て始る、北彌自立の亂興りて、身國事に任ぶ、其才智勇略信任すべきを以て、一千七百七十六年、選擇せられて、無邊の全權を假して、巴黎斯に使し、北彌不羈自立の事を周旋せしむ、是に於て、佛の盟約及び英の和議皆成る、其初活刷工とす、フランクリン、一千七百七十九年、北彌全部の名を以て、姓字を署す、一

千七百八十三年、又和約の書を載し、名字を署す、是より由て、北彌を以て、自立合衆國と爲す、後又普魯社、瑞丁に至りて、利益ある交易章程を約す、其自國他國にて立たる功業、人目を驚く、人心を服せしむる者甚多くなりて、上云く如く、一千七百八十八年、家返るに及んで、其入部ハ、眞の盛大なる凱陣の祭なり、衆議共推して、他を擧て、賓西耳文の鎮撫とす、夫乃ち、闔州人民を費拉地費の會し、時勢を料りて、新政を議し、定て是を行ひ、一定して變革せざらむ、他の洪圖ハ、全國其徳を仰くと雖も、至て雄麗に至りて、完堅なる北彌の一州、賓西耳文殊、其徳澤を被り、今に至る迄、政治法律、フランスク

リンの意に依て奉行す、一千七百九十年に歿す、舉國惻怛愛慕して、北彌に生れたる大家輩の一人と爲りて、是を崇敬す、其著述浩穰なれども、皆實事と實効を存するに非ざるを、電氣の一事、人皆其利に頼るが如きは、其最なる者なり、斯に其小傳を述べ、其人ハ、心思超邁、踐行の間、一疵類なき人物にて、北彌の功業あるに論ふ、全世界皆其賜を受くと云

巴里斯地下諸寶の説

千八百五十五年、荷蘭、瑤函、第八十二三四葉

百二十萬の人民、斑々に入り交りて、縦横に來往し、晝夜とも光り渡りて、明々に見ゆる、巴里斯の地下に、更に明々に見る可なり、暗然と靜し、測る可らざる、巴里斯あり、○此の

如く、群多の人絡繹往來せる地下とバ、又北より南、西より東
と、諸方より向て、轉々鑿掘すれば、此都府の殆ど全く地下の道
と互に相通せりと云も可あり、故に此人民の生活上及び壯
健なる緣由ハ、恰も螻蟻の巢穴より地の内外より出入するに
齊し、○水道の諸管、諸汚竇及び諸溝渫ハ、實に恰も此大都府
内部の血脈なり、其諸管の官能ハ、必用の物よりして、且停止す
可らざる者なり、其餘の諸管ハ、其能なるを以て、其能なるを以て
此鑿掘の尤も舊き者ハ、古に此都府を創建するの初、始て已
に之を鑿らんとし、巴里斯の字ハ、地の内藏と云ふ義より來り、
巴里斯ハ、凡千八百年以前、塞納河の西濱に見出せし夥しき

石坑有し非ざれば、決して全世界中大首府の一とす、此巨大
の周圍を得る事能はざるべし、○當今市街の北に、
第三百年代の末、羅馬の世に當て、ルテシア詩人巴里斯を稱
云ハ、其境界僅にシテ島の近傍に及びし時、其大川の左濱
當今の郭外のサイントマルセル街及びサイントセルマ
イン街ありし處に、夥しく石灰層ありしを見出せり、○モンッ
オウリス、ゲンチルレイ、モントロ等諸街地方の周圍にあり
地ハ皆悉く之を鑿掘せり、○千四百年代に及てハ、意あり、此
石殆ど掘り盡すありし、而て當時此坑の一部、尚巴里斯泥
匠の爲し、日々建築の諸石を出せり、

然れ共此都府甚ぞ巨大とふるに及びて、已と得ず、其地下の
鑿掘と止むるを要す可の時至れり。○ハルデグラセ觀象臺、
殿堂等の如き驚く可き重大の諸物、此無底の地上に建つ。○
是を以て、此巴黎斯一半の基礎を、務めて速う堅固に夫す
を要せり。○此に於て、其工作を執り行ふに及びて、此隧全く
埋む可らざる事を知ると以て、遂に此隧を用ひて、利益を起
んと欲するの意初て生ず。
是に於て、先づ意を注さく、千七百八十年の頃迄も、府人の
屍ハ、尚其府の中央に埋りし一事あり。○當今市場の地とふ
ク、インノセンツの葬地ハ、此府に於て、第一の埋葬の處と

久然るに、此葬地ハ、其屍氣周圍の諸害を汚染して、疫疾を起
すの害を生ずるとありたり。○紳士を治理する流底南依尼
拉爾ラールノイル、其任人これを患ひて、上告するを以て、此葬地
を取ら上げ、其諸骨をバ基礎を堅くするを要する諸隧に移
し送らんと決定せり。○其命令にトムベノイルと稱する
大厦を買ひ取りて、后モンツオウリスの廣場に七十七級の
階を安し、凡、尼達蘭十七會爾の深處にあり地中道に下りし
供し、又其處に輸送せる諸骨にて、堅固の一井を作らしむ可
しと云へり。○之と同時に、數多の工匠、其役を執り、其全部を
堅築し、地中の數種廊廓ガレリイを築造して、之と互に相交通せしむ

此₁由て、直₁地上の諸街、諸廣場、諸表牌も自ら出來たり、○
 此巨大の工作ハ、千七百八十六年₁、全く落成せり、○此改造
 の后、此の如く結構せる隧道と、カタコムベス₁ 地中寺と名つ
 けたり、而て先此處へインノセンツ寺院の諸骨を輸送し、次
 て千七百九十二年、千八百四年、千八百八年、千八百九年及び
 千八百十一年₁取上₁種々の他の葬地の諸骨を輸送せり、
 ○世人之を算して、其人ハ四十の姓氏よりも多く、其屍數ハ
 地上₁住せる人口よりも、八倍の多き₁至ると云り、
 此地中寺院の人骨を聚堆する處、二局を分つ、其一箇ハ、其場
 の土塊石層中₁化せる骨を集め、又他の一箇ハ、病學の順序

に從ひ、疾病₁由て不具とふり、諸骨を入札置く是あり、
 其地中寺院ハ、南方テルエコレ、デメデシ子、ヤコブ等と稱す
 る街より北₁及び東より西の方₁ハ、ヤルヂンテス、フラン
 デス街よりバルリール、ラウギラルド街₁達するあり、○是
 と以て、巴黎の左濱ハ、其地中と全く鑿掘せり、○此隧道ハ、
 地上の巴黎に築造せる外郭の墻垣と同意趣にて、殆んど
 同一屈曲を以て、其内₁墻垣を築造せり、但其意趣ハ、密賣を
 禁ずるが爲あり、其故如何とあれば、密賣する人、此地中寺院
 の認得難き隧道を幸とし、其陰惡を行ひ、モントロウデ或ハ
ラウギラルドの隧口₁浴ひて地底₁下り、其后地底巴黎

の中心に至り、其管の二箇、或數箇連接せる他の隧口より、再び出て來るを以てあり、其管の如く廣延ならざるあり、○モン塞納河右濱の諸隧ハ、左濱の如く廣延ならざるあり、○マルトレ、ベルレヒルレ等の諸隧ハ、殆ど深く之を鑿掘せりと雖も、實ハ其地上諸街の一部に比するに足らず、○右濱地下の巴里斯ハ、汚穢物飲水、或ハ光氣の爲に設けし諸管の如く、但此諸管ハ、其隧の他側即左濱の諸管網の如き者と互に相連接せり、水道縱横し相通じ、且汚物及び泥滓を流し除く一事ハ、記録に於て、殆ど同意趣にして、其年月も同く、

三百九十年に、セリアニス帝の、此都府に造られたるアルキエールの水道ハ、九十年代迄ハ、之を用ひたり、○此時代及びて、其水道ノールマン人の荒敗せられ、爾來此都府に水道の設けあり、○千五百四十三年に及びて、初て此益有る結構を改復せん事と思ひしが、サイント・ラウレント及びサイント・マルチンの僧徒サイント・ゼルヌイス及びベルレヒルレ二地の水道を築造せり、○此時以來、其水を分配する水管の數漸次に増加せり、○ヘンデリキ四世の時、サマリタイ子と名けし水龍をポイント・子ウフに設けしより、少く後れて、トレダメ橋の水機再び起れり、但此水機有てより後、其地底

を掘り深める事起りたり。○千七百八十二年をカイロト水道の工作とせし年とあり、及び千七百八十五年をグロス・カイロ河の水機を設けし年とふせり。○帝國さる時^崙のオウルモの隧を設けし、但此隧を設けしより續きて、汚竇及び諸隧を鑿ちて、大に蔓延す。○パリス中の水ハ、多分此管より分れ來れり、此水源ハ、エヒルテ池沼の下端に發す。○此水道池沼の處にてハ、露出セীগ、市街に來る前、穹隆屋を以て、之を覆ひ、一廊廓^{ガレイ}の形を爲す、但此廊廓ハ、圍包水道の名を得、エヒルテよりモンセクに至る迄、パリスの全北面の下に當りて、東より西に流る。○此水道ハ、尼達蘭の

四千八十三會爾の長より。○其圍包水道と、所謂エヒルテとの舌^{シタ}と附する隧^{ドクト}道を以て連接す、但其口ハ、水を須ふる多し、従ふて、之を開閉す。○此首管の外、幾個の小管あり、此管を以て、更に數多の小隧を分ちて、其水を都府の中心に輸送す。○此水を用ひて、凡五十箇の大なる噴泉^{フンテイ}の水源を養へり。○千八百三十年の時、此管の細枝増加して、殆と極りあり。○千八百三十八年より、千八百四十五年に至りて、五箇の大溜池を造製せり、其池ハ、併せ算して、二千八百五十萬リテルス^{一割テルスハ、一掌立方あり}の水を容る、千八百四十五年より、千八百四十八年に至りて、グレ子ルレの井を掘り穿ち、アウステリッ

の水機と結構せり。○帝國の時、四十の數を越へざり。公供噴泉の數當今ハ増して九十四の數に及び、即ち其六十五箇ハ右濱に在り、其二十九箇ハ左濱に在り。○此都府の全街、其水と分布する諸般の結構、賣水人の噴泉、街角の噴泉等の數ハ二千三十三箇に及び、然れ共數萬家の缺乏に備ふるにハ、此數尚不足なりとす。○巴黎に於てハ、其府に住居せる人一人毎日に只六十九リテルスの水を得べく、崙頓にてハ、各人百十二リテルスを得、費拉地費 亞墨利加合衆國の濱西注尼の首府にてハ、三百三十五リテルスを得るなり。○今諸大都府にあり人民の壯健あるにハ、殆ど其分配する水の量に關係するに

云ふハ、疑ふ可らざることあり。

鹹水を排洩する最初の工作ハ、其施行徐々にして、且十分あらざるあり。○古昔ハ、塞納河の兩濱に於て、其流れ斷へず、泥土と殘し、塵芥糞屍を捨、ヤイチ又且諸汚物堆積して、メンルモンタント、ベルレヒルレ、モンタルトレ及びジロウレ諸岡麓の背後淺淤せし時、其河堤を増高しとす。○此淺淤の處ハ、一個の小川ありて、自然一種の溝渠をなせり、此溝ハ、メンルモンタントより起りて、此溝の塞納河に瀉出する處、カイルロトの邊に至る迄の間にて、巴黎北部及び其周邊の雨水を悉く受るなり、是を以て、世人此溝に大汚賣の名を下せり。○千

四百年代、此溝中一瀉出せるモンマルトレ街カイヤ區の汚竇の
一部ハ、カール七世、包牆を作りて、之を圍めり、當時商賈の
長ヒキエス、アウブリオトと云へる人、更ニ此牆上ニ穹隆屋
を築造し、且之を塗墁せり、之を方今の如き汚竇を安する嚆
矢とす。○當今ハ、此の如く穹隆屋を施せり、衆多の汚竇、恰も
此都府を縱横し、潜通せり、其首とる者ハ、ポンセアウ、サイ
ントアントイ子、レス、ヒルレス、ジカル、ハイレ、マニデン、テム
プ、レ等の竇の如し、此諸竇ハ、實ニ疫疾を傳染せり、むる糞溜と
名つくるの外あるとふ。○此竇の内、一二竇ハ、千四百年代
の間、早く既に穹隆屋を施せり、サイントアントイ子街の汚

竇ハ、千四百十二年、於て既に穹隆屋を作れり、而して其汚
水をバステル、レ竇中ニ排泄せり、此穹隆屋ハ、之ニ蓋磚カキの名
を命ず。○然レ共、當時サイント、パウル街の貴館中ニ在留せ
る佛國諸侯、此竇の近地ニ在るを嫌ひしを以て、此竇の方向
を變じ、テムプレの牆壁ニ循ひて、之を導けり、是ニ由り、更ニ
數處ニ穹隆屋を施せり。○千六百五年、至る迄、皆此狀にて
變革するをかりり。○此時、及びて、巴里斯の統政官フラ
ンコイス、ミロン、衆力を合し、且、自己の金を捐て、甚だ緊要な
る工作を企てり。○此統政官ハ、自己の金にて、ポンセ左の
汚竇をバサイント、デニス街より、サイント、マルチン街ニ至

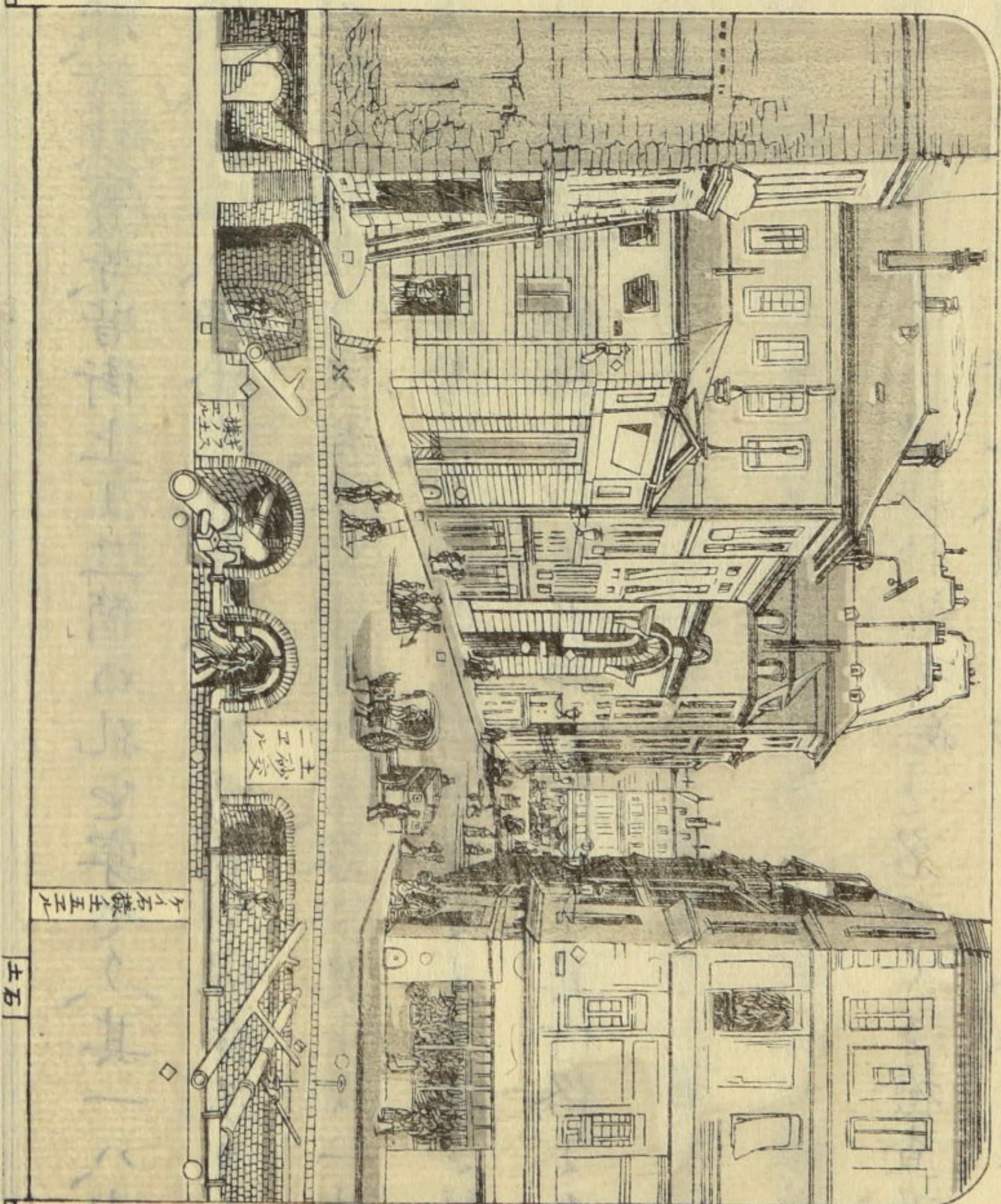
3迄悉く穹隆屋を作り、○不幸にして其官を嗣げ、人
 萬家の人民を壯健にあり前人の志を奉ずるとあり、千六百
 六十三年、巴里斯汚竇の記録を刊して世に布け、其記録
 の載りたる所、據れば、此竇、穹隆屋を覆へる者と、又之を覆
 ハざる者との二種に分て、由て知る、其覆ひし竇の長ハ千
 二百二十七會、爾あり、其覆蓋ふる竇の長ハ四千零二十一會
 爾ありと、當今此事を勉勵する風行、其如此切要なる
 地下の工作、世に續きて、當今に至る迄、間斷なく、執行ひと
 久○此都府中の尤も美麗なる汚竇ハ、拿破崙のリホリ街
 築造せし者之なり、此竇の美麗なる事ハ、其上邊に營造して

粉飾せる家屋に譲ら、
 其他サイント・デニス及びボンセアウ街の汚竇ハ、此種の名
 作と稱すべし、此汚竇ハ、インノセンツの噴泉に達すと云○
 此汚竇ハ、二様の用をなせり、即其内二行の臺石を設け、鹹水
 と飲水とを同時に通くあり、此臺石ハ、飲水の導管を其長に
 從て、下より之を支へ、其下に泥滓汚穢を流れ去らしむ○如
 此二様の用に供して結構せる汚竇ハ、此溝を以て初とせり、
 爾來新しき溝を築造する時、毎に此法を用ひたり○其他近
 來築造せる者ハ、尚第三の用を兼ふり、其用ハ、即ち厚き管を
 以て、光氣を導くに用ひる是なり

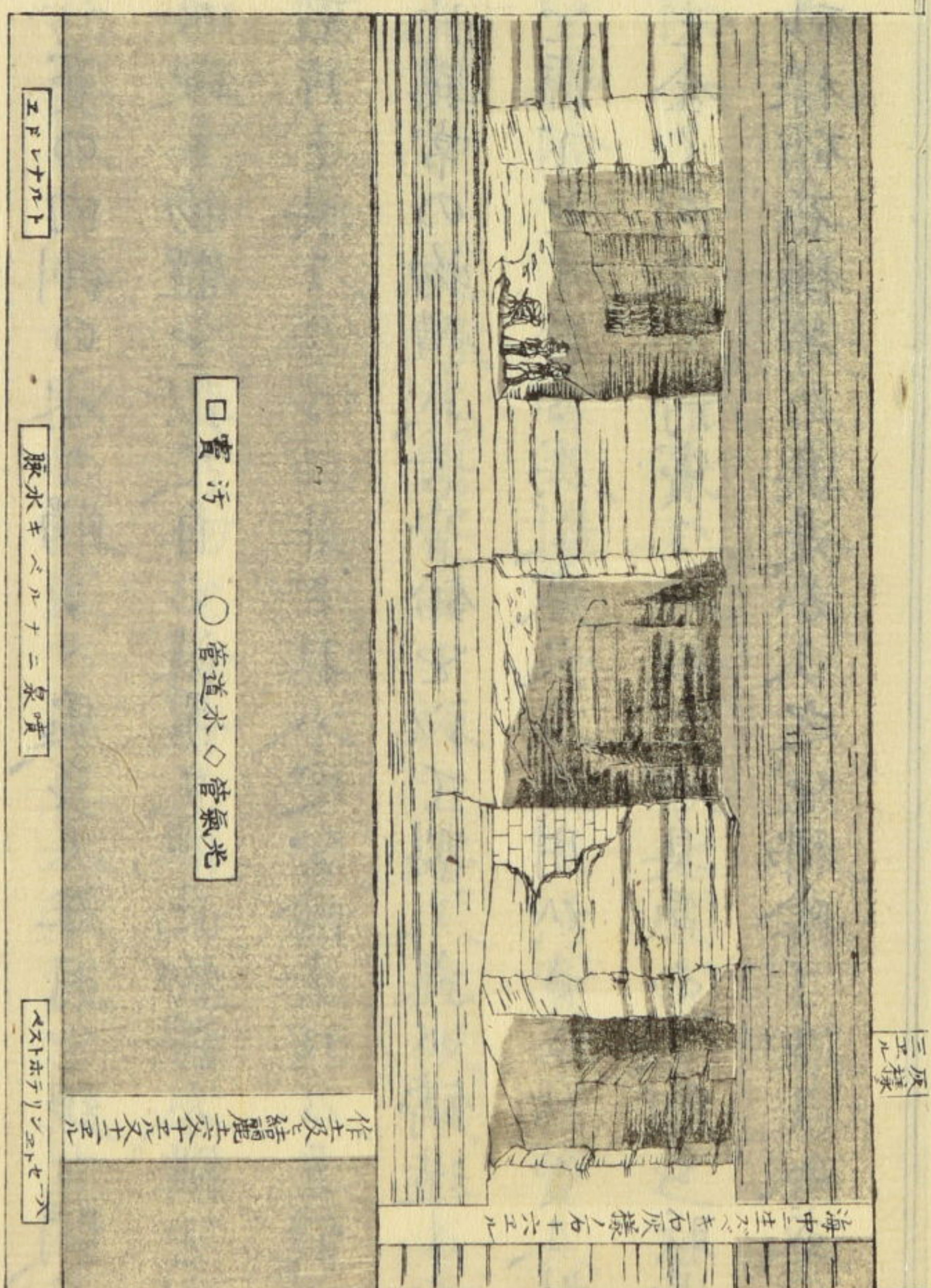
然れ共、巴里斯人此必用ふる諸工作の法則に従て造作する
 と實意の考へハ尚二十餘年過ぎず。○初に於てハ既
 築造せし汚竇と新に築造するを要する可き汚竇とを一樣
 かるとを務りしが、其后ハ唯樋と牆垣とを用ひし。○千八
 百三十五年以來、其長一萬會爾即ち二里半の汚竇を年々築
 造せり。○巴里斯諸街の土地ハ此少の處を除くの外、當今
 於てハ殆ど全く其下を鑿掘せり。○此夥しき廊廓を添へて
 飲水を送る數多の水道並に當今全都府中分配せる光氣
 管を加へ考れば、巴里斯の地下に在る諸種の蔓延せる諸隧
 竇縱横に相交架する一思想を成りし足れり。

諸廊廓諸枝竇等皆街上に二箇の孔を穿てり、其一ハ水の疏
 流に供し、其二ハ拂除に檢査し及び汚竇を保存するに供す。
 ○此孔ハ行路上にても車路中にても各々其上に一井を成
 り、其車路中にある者ハ重大の崑石上に安ずる、甚ど堅固の
 木匡上に置くる鐵格を以て其井を閉塞す、其行路にあり者
 ハ、其行路の高さ、ガラニート石を以て閉塞する事を得べき
 者ハ之を用ひて密塞し、其行路甚ど高々らざれば、鑄鐵板を
 以て之を閉塞す。○レガルド注目注
意の義と名つくる檢査及び修
 治の用に設けたる諸孔ハ、圓形に鑄造せる落扉を以て開閉
 するふり。

巴里斯府街下の土地并に汚水管光氣管の直截圖



其他尚鬱蓄の氣を驅除し及び汚穢を拂除する爲に、處に
 垂直の管を設け、之に氣孔を穿つ、此管の下端にハ舌を設け、



其下部近鄰比屋の管と相連接せり、
巴里斯汚竇の斜角ハ、縱令少ふるも、尼達蘭の一會爾、一線
の斜を爲すなり、

總て汚竇の内側の水に觸る、處多く年月を経る間、毎石
よりも硬き物體を以て、自ら被覆す、但此物體ハ、鏟を以て、其
一二石片と共にする、非ざれば、之を除去するに能ざるか
、○此異常の物體ハ、古昔鉛を以て製し、或ハ鑄造して、水様
の物と流下せしむる爲し、歳久しく用ひたる汚竇、粘著す
る者と全く同じ、○汚竇ハ、種々の臭氣あり、即ち眩暈す可
き礮砂様硝石様等の臭是なり、之を拂除するハ、或ハ危険

の事あり、○其拂除、只汚水のよかれバ、甚ど容易なり、○其汚
泥を除去する爲し、僱夫ハ、杖端に板を固定して、之を用ひ、○
其之を拂除するに當て、僱夫一人先つ汚竇中に入り、其身よ
り少し離れし處へ、其固定せる板を安ず、此板ハ、水の流走す
るを障ゆるなり、○如此して、其水を蓄積すれば、其汚物ハ、自
ら軟和す、是を以て、其汚物を除去すると、尤も容易なり、如何
かれハ、其板を取り除けば、直ちに其水激流して、其汚物の多
分を流し去ればなり、
飲水の分配ハ、巴里斯より崙頓の方勝れり、然れ共、汚竇に於
てハ、巴里斯の方、甚ど簡單にして、且つ其結構巨大なり、○然

る故ハ、崙頓¹於て、數百年以來、此公然とる築造の事を委任
せる有司の設施宜と失する¹由れり。○大英國都¹ある汚
竇八分て七道とふ¹、其一道毎¹主者ありて、互¹專任する
か¹、此諸竇一部分ハ、其持主の費¹て造作¹及び保存する
が故¹、此主者其税銀と自己の意¹隨ふて、甚ど之と重く¹、
又ハ極めて之と軽く¹して、取り上ればか¹。○其工作の一様
からず、法式の缺如せる事等あるハ、上條の故を以てか¹。○
一郭をかせる街中、汚物を藏匿する術なく、即ち尚未汚竇と
設けざる處あり。○此事ハ、縱今後來改革を爲すと、明著あり
と雖も、數百年英國¹在て、中道を得ず¹して、缺如せる數多法

式の未だ改正を經ざる者の中の一事なり

我主令終少なき説

千八百五十四年第一月二十一日
刷崙頓新聞紙第五十四葉英文

此達大帝の時よりして以降、今帝¹至る迄、鄂羅斯の諸帝一
も安然として終りを帝宮¹克くする者なく、今爰¹歴山先
帝と載せず、蓋¹帝のタガンログ¹殂するハ、既¹世¹譯行
する者許多なればか¹、タガンログハ、黒海堤上の小村
女帝エリサベトの政¹臨む¹方りて、伊王イロノ非チハ帝
位の正胄¹として、比達大帝宗統の孫と¹然る¹、貴族大臣竊
¹盟て黨を結び、逆議を構¹成し、誣¹る¹愚頑を以て、之と
害獄¹幽へ、以て其慘苦を極む、猶路易十四世^佛の時、マスコ

一、ヘルは於る事の如し、伊王速へらる、多年具し苦楚を受
 け、遂に難厄の中し殂す。
 其嗣子比達三世其配をカクリ加他隣二世とす、性縦肆多欲、時の潤
 飾を好む者、諂諛して之を大帝と稱す、過てしの極に登るや、
 一逆又起る、アレキシス、オルロフ兄弟諸廷臣と共に婦氏の
 愆過を雷同して、帝を廢弑し、加他隣をして政を聽らしめん
 と欲す。○乃ら暗號を擧げ、共に迫て之を一宮に幽らし、其徒
 をして之を襲はしむ、帝素より勇猛なり、之を拒くと久くして
 愈壯なり、是に於て、其醜辱を顧みず、怯懦の行爲を用ひ、慘酷
 の術を設け、以て之を縊死す。○是を以て、比達三世も亦倨傲

ふる一罪婦の機智の爲に、踏されしを謂ふべし、眞の如サリ
ナハ、カリナハ、古昔羅馬帝カウラデフシの後にして、縦肆行
ヒ無し、世の知る所なり、是を以て、濫行耻辱を知らざる、后
カリナと云ふなり、○加他鄰既し此の大逆を犯し、直に奏請す
 3、1、從ひ、女皇の號を受け、而て濫し其逆し、黨する者を賞す
 3、2、貨物褒號を以てす、オルロフの族ハ、特し其最なり、
 比達帝の爲人を知る者、皆以爲く良厚温和なり、若し之を
 して裨益を其民に遺さしめば、其壽を全くするを益し難う
 らず、
 今説てパウル一世帝に至る、是比達三世の子にして、其母を
 加他鄰とす、即ち歷山先帝、今帝ニコラス、既し没せるコニス

タンチーオン、大侯ミッケル、鳴蘭の今妃ドローグルの父あり、
 此帝訓導の謬るに因て、遂に其終りの哀むべきを致す思ふ
 者の中、猶其事を記する者有べし、今著す所の履歴の暴
 戻ふる者、尤慨嘆するに足れり、然るに、是唯帝政に臨めり、僅
 に四年間の事に係る耳、
 帝の政を爲す、甚專横、常轍に循はず、紛更定り、お母氏之を
 勒せんと欲して能はざるに至る、是早歳より既に其兆の見
 るべき者ありと雖も、然れ共、少時に在てハ、猶温仁の性、行事
 に發見して貴重すべき者あり、是次の記述、以て已む可らざ
 る所あり、

帝未だ大位に登らざるや、嘗て波蘭の名将、マシフニコの厄
 に罹ると救へり、初りマシフニコ、其國の爲に、獨立の業を開
 りんと謀り、兵を起して數戰し、遂に敗れて虜とかり、鄂
 送らる、加他鄰命じて之をシクセルに囚ふ、シクセルハ、
 刺多牙湖堤上の孤城あり、時にマシフニコ、傷を受るを殊に
 甚し、尚之を縛りて苛酷を加ふ、○會パウル親ら其密獄に到
 り、駐留時を禮遇特に至れり、(一)云ふ、帝爲に涙を垂ると
 遂に命じて之を釋り、り、允す、其好む所の地に去るを以
 て、○マシフニコ乃ち合衆國に還る、マシフニコ素より華
 盛頓及びライハイターと友とし、善し、是其初て戦功を立すの

地ふり、滞在する一二年、顧ふに反て亞太臘海を渡り、瑞士に到り、終にソレユールに住み、歴山先帝嘗て訪て此地に到れり、後壽を以て終ると云、蓋し其履歴大事に關涉する者多し、帝性既に中道に乖戻し、是を以て、其政を爲る、成る可らざるに多し、○千七百八十九年、佛顛覆の亂に方て、帝之を畏惡するに殊に甚し、其怒をジヤコピン佛國逆徒の號の徒党に發する、其甚に未だ曾て有ざる所あり、○帝自ら以謂らく、此會社の黨與の如きは、其被服進退を察し、其言語と平素服行する所とを觀て、以て之を查覈すべしと、○其傳染を恐るゝの切にして、之を惡むの深きと、臨政の際、比達堡に在て、一日も亦安

き事と得ざるに至る、是を以て、人民不幸にして、收縛を受け、獄に搬曳せらるゝ者あり、甚きは剪斷せる鬚髮を著け、緊摺せる長袴を穿ら、ラフランカイスと號せる短衫を服し、ルインコロイアブルと名くる風領を結び、共和軍様の帽を戴き、尖頭の靴を穿つ者、皆屢西岸利に竄せらるゝ、○此等の小過より、瑣屑輕薄の事故に至る迄、概して以てジヤコピン党の證據として、民の嚴刑に陥る者、日に相繼ぐ、○是を以て、諸人帝の出づるに逢ふ者、男女を問はず、皆直に拿執せられ、均く反縛の慘苦を受るゝことと畏怖し、泥裏に踞して之を避けざるは、固より其相距の遠近と、天時の晴雨とを論ずるに違わら

ざらふり、○之を久しくして、人舉て懾怖す、或ハ一二已むと
得ずして亂と謀り、街坊と騷擾する者あり、○凡、民愁怨困苦
して、其無道と憚り、唯日、苟免の計を爲す耳、○是、於て乎
謗議密、起る、以謂らく帝漸く睿明と壞損す、若く久く大權
と斯人の手、委して、其爲る所を縱、せば時として危殆と
招りざると無し、是其策廢弒を行ふ、皇長子歷山とて、位
と踐ま、しむる、出ざると得ざらふりと、
一、曰く、歷山も亦密、其謀、與り、帝の其任、堪へざると
然りとす、言畢りて、只曰く、誤て聖躬、傷くと勿れと、然れ
共、此説吾其信然とす、と保ずると能はず、○密約既、定りて、

畢竟奈何ん、處、得る、應、さ、次條、於て看す、
是時、當り、パウル帝亦四邊漸く騷然とす、と覺へ、早晚必ず
事の已、迫らんと恐る、自ら計らく、力の及ぶ所、從、以、掩擊
の難と禦くとを得んと、○帝既、意と決、乃ち聖比達堡の
中央、於て、坭瓦の枝流ホニタンカ、傍、於て、宮殿と興、し、遶
らす、水と以て、其造構莊嚴と極む、○又堡樓と起、して、其
堅固と盡、し、煩砲と其上、連ぬ、○之、充、る、大軍と以、之
と督、する、其信任する所の將士と以、し、○事毎、輪票を發
下、し、令、する、若、し、襲、ひ、來、る者あらば、猛烈、し、守禦、す、と
以て、○帝預り計る、逆黨若、し、城裏、に攻、入、る時、ハ、自ら堡中

後面の地を退き守るべしと。○然るに其堤圍を設け萬全の
 圖とふす者願ふに及て骸軀を收葬するの墳地とふれり。○
 此宮當時ミカエルの宮と號し今猶存して下愚を表し
 暴戾を顯すの廟なり。

逆黨謀熟し議定まると及んで暴酷果敢の徒ザウーボフ、パ
 ニン、ペニンセン等此中に在り其預備する所の事物緒を就
 の日と期し決して事を舉んとす。○乃ち千八百年春某日早
 曉を以て皆へき帽一種の帽子と著け戎装してミカエルの宮に
 至り帝を見んとを奏請す。○此宮素より嚴禁を設けて允准
 と得る者非ざり一人も入ると得ず是を以て之を拒

めて許さず。○ザウーボフ乃ち匕首を把て以て入る其黨亦
 匕首を把り數人を刺殺し遂に帝の居室に至る室外之が爲
 騒然たり。○帝其顔色の慘烈あるを見て心其黨を結び
 已に敵するを知る因て責て曰く汝等何ぞ因て吾面前に來
 る乎其要する所何事にして又誰の之を允して強て爰に至
 らしむる乎と其聲色共に厲し。○
 此時逆黨解説を須いず敢言して曰く臣等此に來る唯陛下
 位を避んとを請ふ耳方今人民苛政に苦み其主を聊んせず
 疲癯是極る願くは強て之を拒むと無く能く大位を避けん
 然らずハ徒に之を拒むとも亦將に益無らんとすと。○帝素

なり力有るとへルキール古昔の如し、勇壯屈せず、畫裏闘カ士漢と相似り、○此言を聞て、一も動ずると無し、是或ハ其地位の固より高きと因り、或ハ帝意を決して、其力正に能く其強迫を拒むに足れりと思へるに因り、間ありて曰く、吾能位を避け、權を委すべし、唯吾能く之を肯ずると以て、顧みよ吾も亦汝等と望むとあり、吾此の如き狡惡にして逆と謀るの徒と以て、盡く嚴刑の處せんと欲すと、語聲爽然とあり、○言終て、帝諸人と叱して退りしめ、將に鉤扇の子門より階を下りて逃れんとす、是陰に設けて以て、衛兵と會するの地を爲す處あり、○逆黨乃ち繼て之に逼り、匕首を把て劫すよ、若し肯せ

ざれば、死を以て、之を危くすると以てあり、サウーボッフパニン其言の醜辱するを顧みず、益奮然とあり、○因て復曰く、帝必ず位を避けざるを得ず、ボングルマルゲル蓋し我の原語萬一固執して聽うざれば、已を得ず其至る所と逼らんとすと、○是に於て、関呼嘩然として、繼に格闘を以てす、○帝親ら手格して一二人を踏す、一時鐘を歴て、事或ハ成らざるに幾し、○サウーボッフ再び其衆を聚り、非常の一カ士と共に帝の喉を扼し、之を地に投じ、直に帝帶る所の囊裏に就て、其涕巾を取入、遂に之を縊死す、ナカミタ是に全鄂羅斯帝パウール一世の厄殂、悲むべき者とす、○帝悖

戻りて法と無き、民と虐す、臣民の厭苦既に極まる、是を以て天死時を得ずと雖も、一人も之と悼惜する者無し、其弒逆を視て、反て以て己れに利ありとす、○次日喪を發する、帝騒亂に因て、誤て傷を蒙り、病て崩ずると以て、歷山帝に請ふて位に即し、○亦比達三世の時、於る如く、其逆黨一も罪に伏す者無し、反て皆褒賞を受く、パウル帝の外國に於けるや、所謂其性の中道に乖戻するを以て、行ふ所亦皆成る可らざるをさう、○帝英の勢を壓せんと欲し、丁未及び瑞丁の政府と盟を結び、各國の信旗を以て、其船艦運輸を保護するを本旨とし、其素略蓋し謂ふ、各國皆

其兵備を堅くして、以て英の蠶食を拒せん、○又此盟約に重なる、若し英事を起して、此同盟に抗するを有らば、當り孫達丁瑞間の海門及び東海諸港を閉て、其船の來るを禁ずべしと云を以て、不列顛の政官此約の成る、其各國素より英と交和して、諸貨の交易を望むとの或は更ると有るに至ると以て、時を失はず、速に其盟約を破らしめり、○直に水師提督子ルスン公を遣し、多少の隊艦を率て、孫達に向はし、公河品哈陰の前、戦ひ、實に千八百一年第四月の初にして、公一生各地諸戦の中、於て、其劇烈之を最とし、遂に此日よりして、此不意に出

である北國の齊盟忽ち寒するに至れり
 余既二千七百八十九年佛轉覆の亂日増進して以て帝を
 して其心思を惱擾せしめ遂に終始違休するを得ざら
 ひるの根由とふると論す○帝既路易十八世と與ふる
 地を以てして此に寄托せしむ是を以て自ら以謂已れ方
 不波家佛王家の姓此時ボールボンの世嗣共和黨を廢せらるるを佛の王統に復すべ
 力と有し且委托を受くるに至れりと○帝深く之を以て意
 とし遂に八九萬の大軍を興し之を率ひてひるに有名の將
 サウワロフを以てしサウワロフハ殘忍にして兵を好む嘗
 て波蘭に入り又土耳其を撃て其名歐羅巴に轟けり時佛

軍意太に保す命じて先軍を意太に進めしむ○且之に命
 じて曰く意太を克復して之を平掃せば直に佛に入り勤王の
 黨を召して以て自ら援け其紛亂を撥して之を正し反し入
 て巴里斯に駐りジャコブピーン党の諸跡を撲滅して不波家
 氏の血統を復し以て祖先の業を繼ぐべしと○是を帝サウ
 ワロフに委任するの示教とす蓋しサウワロフの兵を用ゆ
 る此時に至るまで曾て敗を取と無し
 都督サウワロフ路に就く及びて軍行甚急なり遂に意太
 に至る此時に當り其軍装治極で嚴整にして皆本鄂羅斯の
 精兵なり○是を以て其佛と戦ふ向ふ所披靡せざるハ無し

殊ノノ井の戦ニ於テ大ノ之ニ克ツ共和軍の都督大將軍者
ウベルト之ニ死シ佛の全軍幾んど皆敗績ス○共和軍既ニ
大ニ潰亂シ心膽孤寒シ四方ニ逃散ス而テサウワロフハ凱
捷ニ乘ドテ追逐の甚クシ遑休スルと無ク至ス○其戦功
を奏スルと陸續相繼ク之を頃クシテ全意太の中一も敵軍
の保存スル者無シ都督乃チ帝の示教を奉シテ佛を襲ハ
んと謀ス

都督議シテ以爲シントゴサルトの路ニ出テ以テマセンナ
と侵スハ上策なりとマセンナハ老練の甲比丹ニシテ時正
ニ差シ多チ近傍の險ニ據レリ此地の險阻幾んど侵ス可ラ

す○然リ此ニ至久天寵を鄂の將帥ニ假ズサウワロフの
軍遂ニ大ニ敗績ス○是ニ於テ也士氣沮喪シ再ビ其敗を轉
ズルと能ハズ遂ニ望を失シテ快クトシテ日耳曼ニ奔リサ
ウワロフ乃チ其徒ニ謂テ曰ク公等銃を装シテ以テ生ガ
ラ吾と地ニ葬ヒレト然レ共一人も之ニ從ム者無リ○乃
チ其摧殘の餘を率テ鄂ニ歸リ居ル久ラズ遂ニ鬱々ト
シテ没スと云ム

今既ニ看者ニ授ルニ三帝伊王比達イワンペトルパウルの終を克セズ
テ殊ニ悲哀スベキ者ヲ以テ述實の及ム所其政府一二の事
故ニ涉久諱避スベウラざる者あり乃チ是を以テ終ム○其

加他鄰及び歷山帝の政許多の罪咎を犯す者に至てハ敢て論カタク不及さず蓋し波蘭の分裂芬蘭の掩襲及び自餘の限り無き過惡の如きに至てハ世論既し其褒貶を正せり○惟あり其報應の來る日と久らざらず

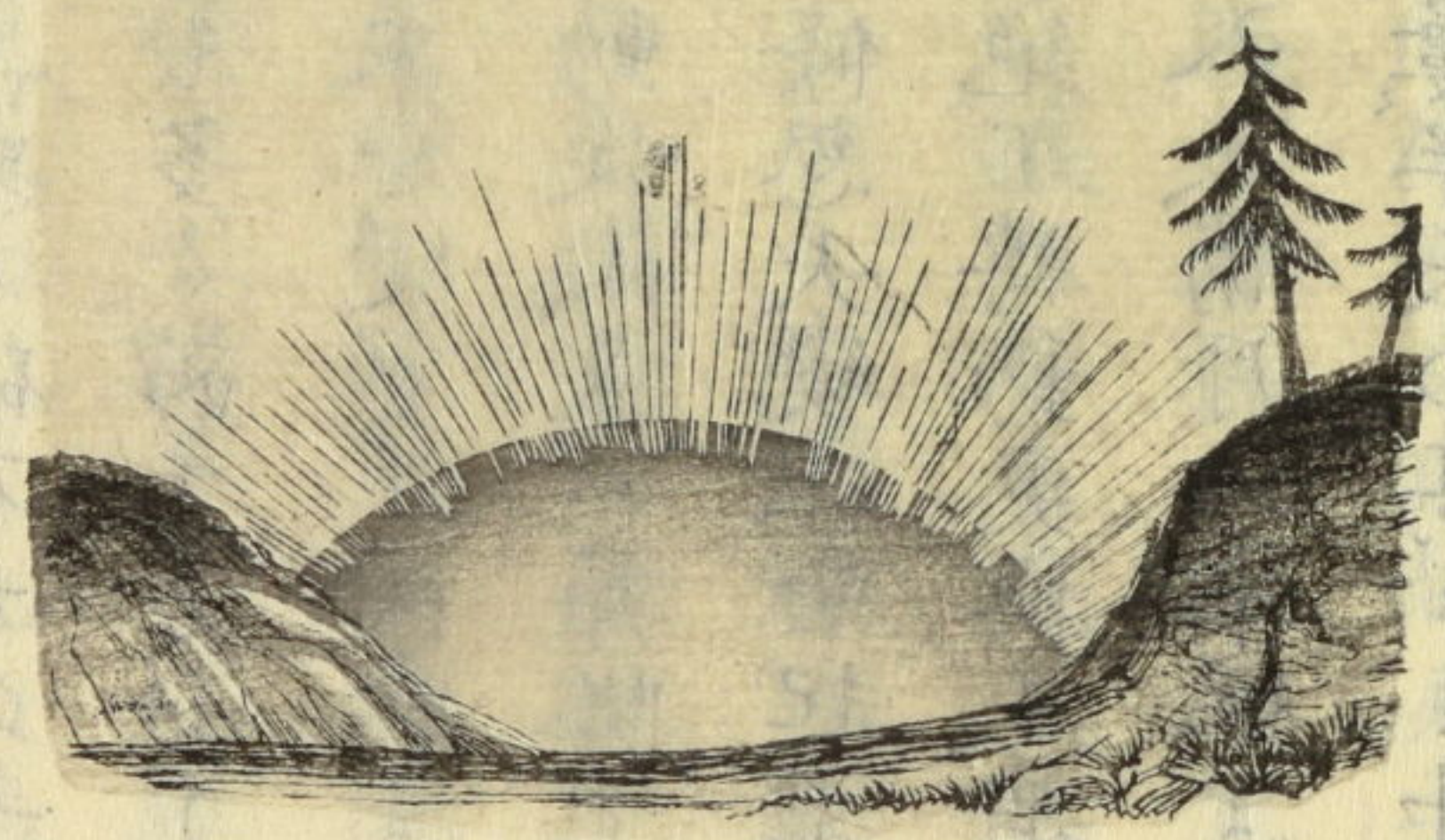
北光 千八百五十三年刷、ハンデンブルーク理學書 附録メデオロギ一第百四十二至四十七葉

北光ハ化工の吾人の展觀せしむる所の極りて壯麗なる光象の一として我北半球に在てハ恒に北方に見へ且人北極地方に至り近づくに隨て其光輝愈多く益閃爍るは是北光の名を得る故として南半球南極の周近にも同狀の光象あり之と南光ソイデルと云

此壯麗なる光象と的實明亮に記載せんハ絶て爲す可らざるに非ざれ共之と爲と甚ど難し是其光輝恒に一樣ならず甚ど多般にして變幻常無ればなり然れ共始其象景略同一にして北地平に一黒半規の其縁光明透明なるを現し其後光輝増加し壯麗完備するに及てハ其半規より出せる光象大一散蔓し其詳説をなさん爲しアルゲランデル氏芬蘭の亞坡の地にて百六十二回經驗して集成して北光の説を爰に載しは無用の贅言に非ざる若夫覽者下に附載する所の圖を合考するハ思半に過む上説を黒半規全く一朶の黒雲に類し然れ共其中雲あり

一非ず其故ハ吾人肉眼を以ても亦其中ハ星光の燦爛と
と見ればなり然るに此暗黒處ハ實に物あり之を爲す者
して唯一光縁之に相對向するの致す所ならず然る所の
の者ハ半規大に過ぎ光輝弱に過ればなり此半規ハ是光象
北の根基なり今此根基の周圍に光縁附著せり其色白く閃
爍として青色と帯び昏時尚明亮なるに方てハ其色綠色と
帯び暝色既に合する時ハ黄色と帯び縁の下端ハ其界限明
白るれ共上端ハ其端濶く漸く天色と合して其界限する所
と知らず其濶一ならず満月の一横徑より四横徑六横徑若
くハ數横徑に至る若夫其濶數横徑なる時ハ其光輝廣大に

北光の圖



の高度ハ二度より十二度以上に至る
此弧の最高點ハ正に輿地學家の子午規上の中らズ磁石針

の指點する方₁甚₁近₁、是故₁大地磁石力の北極上₁在₁と
するふり、アルゲラン、デル及ブラハイスの説₁據₁れば、許多
北光の最高點ハ、磁石力の子午規より西する₁と十度或ハ更
₁之₁よりも多く西すと云₁、
此光縁、其象と變ぜず同狀₁て止₁ると一時の久₁と₁及び、
或ハ絶₁ず動旋₁、或ハ昇降₁、或ハ時として徐₁に東西₁移
行₁、爾後倏忽大變化と起₁、其北光益盛₁光線と射出する
時₁、諸象絶₁ず轉動更換₁、是₁於て、光縁の光明彼此₁増加、
根基内₁入り、満月の半徑₁同₁と₁明亮の光帯、電光の如く
速₁して、屢₁半天の高さ₁升₁り、此₁於て、光線一把一把₁分

裂₁、此光帯屢₁數分時間天中₁懸₁り止₁り、或ハ縮₁まり、又風₁
吹₁れて東西₁漂₁搖₁、爾後其光輝漸次₁減₁殺₁、遂₁他₁の光
線₁其地と讓₁りて消滅₁、他₁の光線之₁繼₁て、同₁壯麗ふる状
と現₁、又斯₁つ、其光線の數漸次₁増加₁、遂₁其光線密合
して、光縁の全幅より發射₁、此諸線同時₁一方₁移₁り、或ハ
相對衝₁天頂₁升₁り、出沒隱見、倏忽變幻甚₁く、北方₁の天、恰
も上騰激發する夥多火柱の海₁變₁り、帶青白と紫紅との間
の諸色を現₁、而して此火光天頂を越へて、南半天₁及₁よ、是
蓋₁北光の壯麗美觀と罄₁せる極と云₁ふ、然れども、紙筆
₁罄₁す可らざる状態と現₁すとも亦₁之₁あり、此然₁く動搖せる

全火天の内、天頂の近傍磁石針の方向中、當て此間斷る
と變動し、從はず、寂然不動、以て其光明を放つ一所あり、之と
北光の冕と稱す、北光右の如く、其状態を呈して、數小時間續
くと屢之あり、終り其象減殺し、其色徐々消散して、各個
の光線再び現出する然れ共、其光線漸次短縮し、遂に亦序を
追て消滅し、尚數時間淡白の光象残留すれ共、是亦速に消滅
して跡なく、終りハ數時を経て、光縁を具へたる一黒半規の
整なる垂象を復すと見の外、更し他物ありと無し至る
又頃して、更し數多の光線を現すれ共、唯數霎時の間にして、
其光線短少なり、蓋此象ハ其質の竭盡せる徴なり、爾後直し

其痕跡全く消滅す、
北光毎し此諸象を具へて現はれざるをハ論を俟びて自
ら瞭然と入、或ハ北光其光を射る時、當て一朶の雲天一起
り、之を掩蔽するともあり、或ハ第一光縁の外、其中心を同
くせる第二の弧を畫し、此弧よりハ亦光線を放つと之あり
なり、
北光の見ゆるハ暗黒なる夜間に限れる、非ず晝間も其
二三の垂象を顯す、就中千八百四十五年十二月四日午後
第二時と第三時の間、當て尼達蘭の諸部、特し安特提^{アンステルダム}に於
て其光の殆強き者と驗し、然れ共、其光輝の最大なる時

期ハ前半夜より緯度愈高ければ北光を驗するは愈多ク如
拿太のトロントと云ふ所にて朗清なる夜ハ始毎夜之
を見る

北光冬ハ夏より多ク其最多の時ハ晝夜平等の時春秋分是ふ
久

北光此更代の外更ニ多般の更代あるべく見ゆるなり其内
百年より一更代をふすといふ説われ共確據あるをふし
往昔ロモント及び其他の諸人大陽斑點の運行と大地磁石
力の變轉八十年と一期として始復るとを發明しといふ之
に據て今ステーション及び其他の諸人自己の經驗一本づ

き北光も亦太陽の斑點と同ドク十年と一期として始復
ると云ふ

北光地面と出たの高ハ其説多般より一ならずオルムス
テド及び其他の諸人ハ遙ニ地氣の外に在ると云是に反して
衆多の理學者ハ其卑き雷ニ雲内に在る耳ならず彼此の機
運ニ由て光輝の發する處と成る靄雲中より生ずると云ふ近
時テラリへハ此説に左袒しオルムステドの説と大ニ排斥
しと久蓋此雲ハ毛狀の雲或ハ毛狀の層雲の類あるべし然
れ共ランキ子經驗の説に北光ハ絶て羅針の大地磁石極に
傾くが如き感動を受る痕跡を見ずと無と云ふ是北光氷結

晶₁由て、反照する₁と云説と相矛盾₁然₁る₁千八百四十九
年千八百五十年及び千八百五十一年北米里幹₁於て經驗
せる説並₁自餘の諸説₁據₁バ北光の殆₁常₁之₁先んずる
雪₁を以てする₁と明₁かり是説北光の發する時₁當て月
天₁懸₁る時ハ概₁する₁必₁暈₁を帯₁ビ氷雲₁の雲₁天₁浮₁ぶと云
る數度經驗の説と相符契₁又二三の驗者の説₁北光ハ常
撥₁喇₁轟₁の聲ありと云₁是亦諸人の駁論する所₁して
近時テラリへ再び此説と主張せり
北光の本性其由て生ずる所の本源絶て曖昧知る可らざる
氣中の垂象₁ハ非ざる₁なり北光大地の磁石氣と陰₁相符

契する₁と論を待₁ず蓋₁北光其形常₁光線の状を爲₁其所在
常₁恰も大地磁石極の周圍₁在て變ぜざると羅針の上下
左右₁倚側すると尚₁且₁大地磁石力の強弱₁感及する₁ことあ
る₁是を以て之を觀₁バ北光の大地磁石氣と陰₁相符契する
と更₁疑議すべし₁非₁ず然₁レ共₁北光單₁磁石氣の作用の
に₁關係する₁や或₁ハ又電氣の作用₁關係する₁や未₁詳₁るら
ず近時テラリへ此垂象₁即₁北₁の電氣論を作₁れ久₁其論₁曰₁く
電氣の流傳する₁者赤道上の地氣中₁高く升₁り其力増加₁
分れて南北兩極₁行₁き是₁於て地₁降₁り地皮を傳₁ふて赤
道₁歸₁る此電氣流傳の由て生ずる所の原₁ハ地氣柱の暖度

不等なる。由る。但此地氣柱ハ其下端地と接シ其地氣の上
際ニ届ス此人の説ニ據ルハ此柱ホルタ氏の柱ニ同ク陰
極ハ下ニあり陽極ハ上ニ在ト云ク若夫兩極下の地方の氣
柱電氣と漏泄するニ宜シ濕潤暖度を得る時ハ此氣柱を媒
として陰陽兩相和合ス是ニ於テ此電氣の洩出北光の象と
現ハスルハ是ニ由テ磁石針の北光ニ感ト大地磁石氣の日
毎ニ變遷シ驗瓦爾華尼器及ヒ傳信機の鎖上ニ瓦爾華尼力
流傳の象と現ズ等容易ニ之と理解スベシ又テラリヘハ
一試験と以テ大地の磁石極大ニ北光の所在ニ感及スルと
と發明セク其ハ所謂電氣卵の空殼内ニ強ニ電氣磁石の一
エレキトロマグネット

極と挿シ電機器の洩漏火光とシテ此無氣所空殼と流通セ
ハレバ軟鐵瓦爾華尼の流通と獲テ磁石性と成ス此電光の
流通其方向形狀と變トテ恰も輻線狀と以テ磁石極の周圍
ニ發散セると見スルハ

北亞墨利加合衆國の禮儀及び風習

千八百五十五年
刷荷蘭瑤函第百

四十七至
五十葉

英人ハ其生國を誇リ佛人ハ自慢を爲シ意太人ハ歌謠を好
ミ獨逸人ハ物理を窮メ士班亞人ハ嫉妬ト俄人ハ倨傲を事
ト和蘭人ハ職業ニ務むると以テ各自の性質とする時ハ
亞人の大願望して止ざる所ハ其廣大なる本國の一端より

他の一端に迄到らんとするに在り、大なる本國の一説も
實に世界を擧て亞人の如く、僅少の貯を以て旅行する者お
し、○亞人ハ、四千里の道と遠とせずして旅行するに猶和蘭
人の僅にアルンヘムの旅行を爲すが如し、○又始て最良なる府
亞人ハ、長途の行旅に、其行李を齎さず、○又始て最良なる府
に至り、或ハ始て豪家に至る時、其舊衣を捨て、新衣と交換す
るの外ハ、發途の日、著する衣を以て足りとし、
亞人ハ、其住居を交換するを善とするを以て、自然に旅行に
關する諸事、大に注意せり、○是を以て、其傳舎の廣大自在
及び措辦等ハ、比すべき者あり、○歐洲の傳舎の造營ハ、合衆

國の傳舎の造營に及ぶ可ず、合衆國の傳舎ハ、日毎に一千乃
至一千五百人の旅客を受け、以て宿留せしむ、○此傳舎ハ、斷
ず、雜沓して、傳舎の入口、食堂、談室、書屋ハ、旅人耳からず、遊人
も多く、群集す、其遊人ハ、己の談話を爲し、又ハ其日の風説を
聞んが爲し、來りし者あり、是傳舎の出入自在なれば、あり
○若し騷擾するを以て、殷賑とする時ハ、亞の傳舎の如く、二
十四時間、多く殷賑するハ、地球上に於て、一もあるとあり
るに、
亞に於て企つる所の事業ハ、互に力を戮て之を成と多し、○
亞人の亞人とし、心神ハ、全く是處より甄陶し出ると、猶一二

他國の固有せる原由より其人民の氣習と成が如し、此傳舎も亦一人の主と屬せず、數人の銀主ありて、較著ある法と設て、是と裁判す而て其屋の區分ハ極て適宜ありとす。○唯寢室ハ他國の傳舎の如く自在ならず。○其大殿ハ壯麗華奢人目と驚うせう。○大殿ハ壁氈、玻璃鏡、帳幃、褐銅製の諸器家什と多く飾り輝うせう。○食室ハ歐に於て未見ざる廣大を爲し、書屋にハ甚ど多くの日刊帑月刊帑及び時代の記録を藏せり。傳舎内の主簿所ハ其法式甚善と盡せり。○其簿所の日記ハ旅人の姓名、到着日、及び發途の日と書記するものと定む而

て旅人の書簡、傳符の類と云ふ乎及び行李ハ此處にて處置し、各室の鍵も其處に藏し置き、諸金貨と償ひ及び旅人必用の諸品を求むるも亦此の處に於てす。○簿所にハ諸種の椅榻あり、其處に常ニ管店に職する少年あり。○又傳舎の下段にバルレスありて、其造構全く亞式あり。○其バルレスハ大理石を敷きたる大室あり、之に長廣の書記所を附し、酒及び純精の諸飲を得へし。此バルレスハ蒸氣船の如く、非常の高金を税して、是を借る者あり。○其他債主又年々數千ドルラルの税入を得るの術と發明す、即ち純精ある飲酒を製し、合衆國一般に用ひしめ

是より税入を取あり。○亞人ハ其飲食ニ當りて水若くハ茶
からでハ用了者あり。○然れ共タニ至らざる前ニ既ニ純精
かる飲酒二三壘を飲用す。是亞人の友人ニ逢ふ時ハ共ニ一
盃を傾け以て鬱を散せんと云ふ詞を以て畢ればあり。○是
通して御者及び日記者兌銀する人ニ在る所の風習あり。
凡て此の如き房舎の別あるの外ニ合衆國の大なる傳舎ニ
デブリデロームと名くる嫁娶の室あり者あり其室ハ花麗
かる器什を設け黄金錦繡天鵝絨及びカント糸にて編製
する物華
麗にして光輝あり眼を眩曜すべく其處ニ攤列す。○其室ハ
始て姻を爲す人ニ一晝夜ニ百ドルラルの價を以て之を借

し而て婚姻の夜此室ニ止宿す是殊ニ通常田舎ニ居住する
人の用ゆる所あり。
合衆國の諸首府ニ於テハ此の如き傳舎も眞ニ現著ある大厦
ありハ稍華麗からず。○紐育ニューヨークのセントニコラースサイント
ロユイスのフランテルスポウセ華盛頓のユニオン子ウラ
ルレアンスのシントロユイス及びシントカルレス等を以
て廣大なる傳舎にして且大富家ありとす。○唯紐育のアス
トルポウセの如くても二百萬ギルデンを費せり。
傳舎の房銀ハ通常一日ニ二ドルラル半より五ドルラルニ
至る。○旅人傳舎ニ到着するニ當り直ニ簿所ニ行き而て其

處一高金の物品を置く。○各室に鈴あり、其鈴は諸管店の目前に在る大板と通ぜり。○其鈴を動す時、小なる銅板現れて大板の上に出、呼ぶ所の室の符號を示す。○是甚だ簡便にして巧みなる發明なりとす。

椅卓器皿彼此に充滿して、且華麗之を設け、朝食八七時より十一時に至り、厚切の麵包の事にて、我邦の點心の如く用ひ、午後一時より三時に至り、午飯ハ五時用ひ、茶ハ八時用ひ、其食物甚だ過多にして、且美味を盡せり。○密執安湖邊の傳舎に於てハ、一回は一雙のレーボケン鹿に似たる獸の名と蒸し調理して、百人に減ぜざる卓子に備ゆ。○並にモエベセ於てハ、一回

一大都五フートの鯨數尾を備ゆ。

亞の婦人傳舎に逗留するハ、常に美麗なる服を著す。○晝後三時より、其婦人ハ肩より截斷し、腕を露はらし、衣を穿てり、其衣は長く切らざる縹を附け、寶石及び銚石シヤクシを以て製する串珠の如き物を掛り、朝衣のまゝして、其友を待つ者稀あり。○其婦人早朝に客室に集り、或ハ談話し、或ハ書を讀み、或ハ舞躍を爲し、或ハ他事を以て、前日約せし友人と遊嬉と爲す。○男子ハ、一般に衣類の式ふし、然れ共、墨是可灣邊の累斯安ロイシアン、或ハ阿拉巴麻アラバマの傳舎にてハ、晝食に當て、黒色の表衣及び白色の襦衣を著するを以て法とす。○合衆國の傳舎の

生活ハ、世事ニ關せず、愉快快樂あるを以て、自然ニ唯騷擾ある生活と爲ると人の爲ニ愉樂とす、故ニ富有にして大なる家政の混雜及び之ニ添ふる入費を厭ハ、或ハ家事を厭ふ者、多くハ好て此傳舎ニ身と寄ると良とす、其傳舎の内、諸事ニ比すれば、此少の價を以て、自在ニ花美の住居をふシ、花麗の客室ニ居リ、己の欲する所ニ從ヒ、美味と喫シ、速ニ其用を辦シ、國中諸府の日刊幣、或ハ報知を得、而て數生面と會シ、新友を得、或ハ通高等の事ニ關する事件を取結ぶの便を得、

新疆にてハ、太凡職業を以て無二の目的とあせば、此交道の

好あるハ、其富饒繁榮を爲の源より、○亞人ハ、人ニ自在を得せしめ、益學問及び禮法を弘ゆんとす、○火輪車、轍道、電氣通標、及び火輪船ハ、實ニ近來各地の社を結ぶ有力ある器あり、然レ共合衆國にてハ、猶更ニ他の開闢を爲す術の大なる者あり、是即ち廣大の傳舎とす、

ボアルゲング傳舎の一種ハ、定めたる客を受るの外、他の客を受

ず、是常の傳舎と異なる所あり、○此傳舎ハ、悉く婦女の所有にして、多分ハ寡婦の自ら身と給する事能はざる者、或ハ婚姻時を過て、良縁を得ざる女子の所有あり、又稀ニハ、夫あるの婦あり、然レ共、其夫ハ、其妻の用を達するのこゝして、少

も家事に其身を勞することを、
此傳舎多くハ生活に必要なる物を買取て、毎次に拂ふ及
ば、他種のボアルディングにてハ、唯、晝食而已と一次に拂ふ
なり。○北方にあり者ハ、其設廣大にして、處置亦侈れり。○此
内に於てハ、談室及び客室、卓子及び卧床を設く。○此内に
於てハ、夜に當りて舞躍を爲し、音樂を奏し、十分快樂して日
を送るが爲し、人々集會するを以て、常の傳舎よりハ、懇親を
締ふる多し。○舞踊の男女集會の時節に當りて、此舎の主婦、
其客に一週間に二回の晩舞を供す、其客は以前より之を
通知するなり。○少年の輩、此舎よりも愉快なる宿所あること

かと思へり、如何とされバ、安樂にして愉快なる火伴と共に
歡樂を極むるに有らば、

此に客とる者ハ、醫師、訟庭代書人、客商又政堂の官人、賈人、外
國人にして、或ハ單身人と、或ハ其妻を伴ふ者あるを常とす。
○携眷の旅人ハ、共に此舎の尋常の傳舎よりも廉價にて、穩
靜なる者と宿所を擇ぶ。○食事の時ハ、前記する何時より
何時に至ると云ふ時
ハ、大都常の傳舎に齊し、其中等の價ハ、一週間に十ドルラ
ルと、十五ドルラルの間あり、

然れ共、人或ハ問ふ者あらん、此傳舎の生計ハ、幾と居家の生
計と同一や、又晩舞ハ、其初禮節あり共、速に狎褻を過るを以

て、雙方戒備するの證ありしや、而て此諸事ハ、妬媚争論を起すに至らざるや、

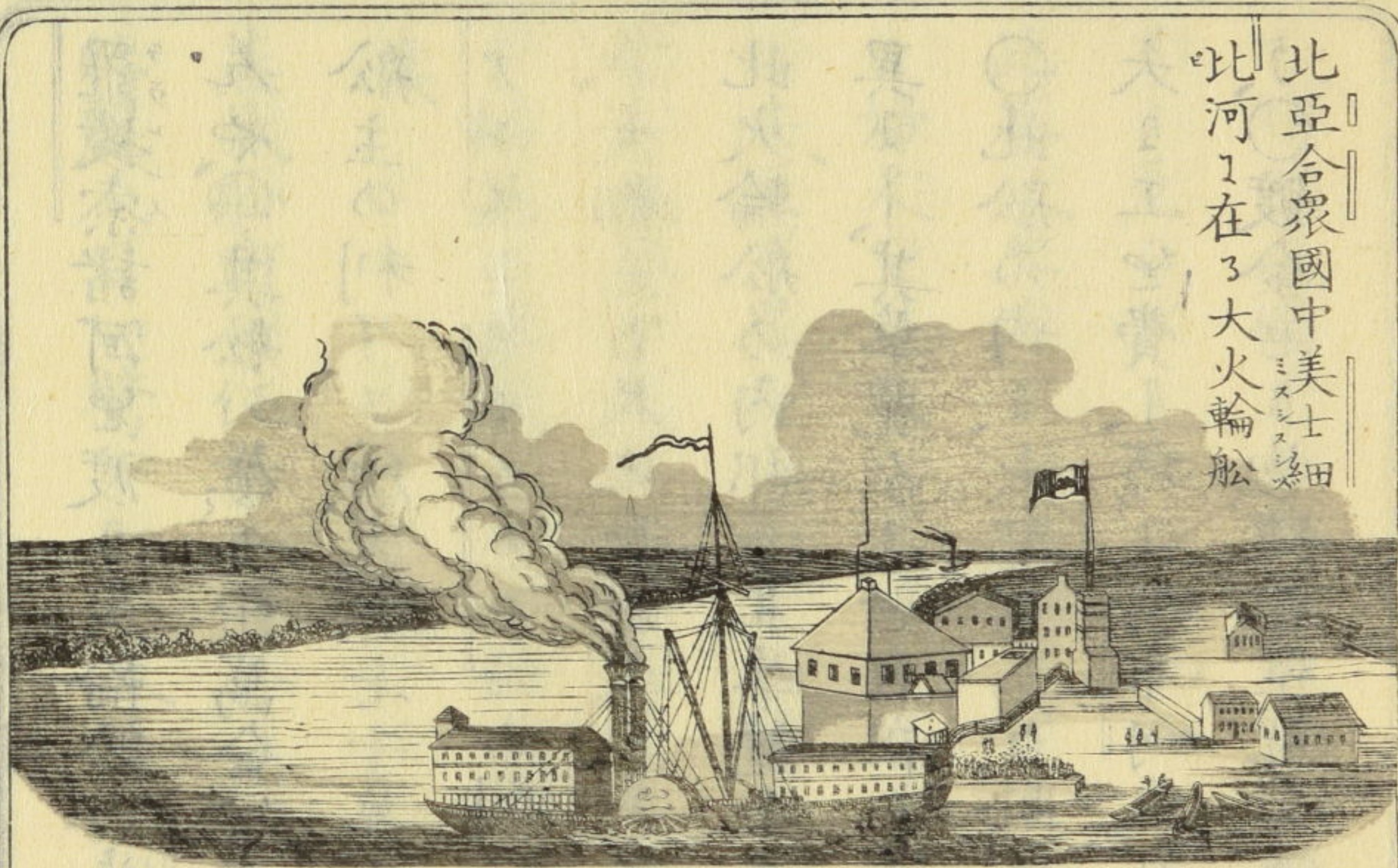
此答ハ、其然ざるを徴せざるを得ず、○合衆國にてハ、輕佻なる婦人を見ず、○其婦人悉く聲高く、甚ど強く笑語す、其舞躍の法極で異なり、而て一婦も其所職を破りて自ら罪を取る者か、蓋し此一事ありて、其戀の情ハ、黙して言はざるに猶墓の凄寂たるが如し、男女雜處すれ共、淫事を醸し、妬媚と起すの原とふるに、かると云ふ意

蒸氣船内の住居ハ、傳舎の如く、人事交換するありと雖も、其壯麗人目と驚すに足る、○以利湖、哈德孫、阿希、美士、細比、桑

羅拔、索諸河を渡る火輪船の華麗なる説話を聞ざる者あらんや、○其船ハ、屢五十萬金を費して、六箇月間の航渡に在り、船主の利する所、大都七十萬ギルデンに至る、○エウオルレ、アンスとロイスヒルレの間を往返する火輪船エクリプスハ、大都三百尺の長あり、

此火輪船の内部ハ、其華麗なるを意表し、出て、男女各、其室を異にし、其華麗あると自在あると、他の蒸氣船に超絶せり、○此船の内、大都室二百、卧床五百あり、○各室戸扉の面、大工を費し、巧く、阿希、或ハ、彌拔里海濱の景色を畫き、○鍍金せる物、鏤像、壁氈を連ねて、畫圖の如く之を飾れり、

北亞合衆國中美士細
北河に在る大火輪船



此浮城に齊しき火輪船の
周圍に長廊あり、旅人海濱
に傍る樹林の景を觀る
處とす、
此船の食物及び待遇の法
ハ、他事と下らず、○此船を
運轉する機ハ、其壓力低く
して潮に乘ずれば、英里千
二百里を四日の中、渡る
べき力あり、○他の諸船ハ、

此の如き里數を七日より九日の間、渡るを常とす、○然る
に、此船ハエクリプスの如く善良華麗ならずと雖も、卓子及
び客室ハ、富客を受るに足れり、○嘗て見た建大基、因地阿那
或ハ彌梭里の領主、^{ミスノウリ} 累士カイレ、或ハシントロイスにて乗
船し、河を下りてニールウ、ウレアシスに到り、此處にて一二
日滞船し、其後再び同ト船路に就て歸るあり、是舟行ハ、大都
河上にて三週を歴るあり、是唯世務を離れ、其適意の中、に在
て、交換する萬象を觀るを娛とするの外、他事あるに非ず、○
其他此船内にてハ、鬱を散らすとあり、是即ち亞人の好む
所にて、男子ハ煙草を喫し、談話を爲し、置酒博奕を爲せり、

婦人ハ書と讀み、縫物と爲し、ピアノの遊とふせり、
此火輪船及び傳舎の内ハ、才智ありて且、無頼あり一種の
旅人あり、○人之と名けてガムブレル博徒と云ふ、○此者常
二人若くハ三人の黨と結んで旅行す、然れ共、外見ハ相知
らざる者の如し、○此旅人宿留せる處にてハ、同宿の人と速
ニ親懇と結べり、是此黨ニ在てハ、極めて容易とす、何者亞人
ハ、常ニ交と廣んが爲ニ、遊行するを以て、此ガンブレルと互
ニ談話するを好むるを以てあり、○其後、此旅人巧ニ其必勝
疑ふ博奕の敵手と引く、是其手裏ニ執れる鬪牌を用ふる
を以て、僅カ五ドルラルの金を賭けて、敵手として速ニ數千

ドルラルを失ひ、其木箱の鑰匙と、黄田のこつ入目と
其鬪ひ負て失望する、當て博徒怒然と平氣ふる容貌ハ、一
も比すべし者あり、時としてハ、此を以て、數人終ニ落魄し、且
死ニ至るとあり、○其心を動かさずして嚴厲ふる容貌ハ、人
として憂悶恐怖すべし、○時としてハ、其眼采耽々、人
之と名狀して、其人正ニ鎖鑰若くハ貨櫃を破開せんことを
思惟せりと云べし、又時としてハ、其眼光電の如く、其敵手の
將ニ死せんとして、其足邊ニ横るを見る者の如し、○然るに、
彼等奸猾ありと雖も、他人の幸運を奪ふと能はず、○此博徒
の居れると思はる地ニ到れば、陰ニピストリルを匿して

擣捕の戯を爲す故に合衆國にては毎週一博徒の或ハ刃殺
せられ或ハピストルを以て射殺せられざるべからず○太
抵何の都府にも博徒の爲に嚴正ある法禁を標掲せざるべ
し○後一二年よりてウイセクスピルグにて博徒等の中
大なる騒亂起れり是を以て潜に府中より留りし博徒等數
人捕れり

眞の美士細比河ハカテアウブリアントの美士細比河と宵
壤の別あり○此河の長ハ廣大にして幾と無窮の遠望あり
然れ共其河岸僅に水上に突出せる處ハ一様の景色あり○
累斯安にてハ甘蔗及び木綿の繁茂せる廣田ありて人目を

驚く

是を以て西亞及び中亞の庭園と好む人此美士細比河の船
艦に乗じ數週の間滞留するを好むハ華麗なる萬象の人
心と奪ふが爲ならずや○其他亞人自ら許す所の事を擯斥
せざる可らざる者あり是亞人ハ其國より萬有の華麗な
るをハ他國よりありと思はずして其國中を旅行すればあり
○亞人ハ此に論ずる諸説を心中に存するを好むと見ゆ○
前記説くが如く亞人の性質ハ其住居を換ゆるを好む癖あ
りて旅行し又始終己の利を增益するを好む或ハ金銀を殖
し或ハ才智を廣むるを務とせり○亞人ハ數定れたる目的を

くして、唯新知と結はんが爲、或ハ其未ど嘗て知らざる通商の諸法、及び事物を聞知んが爲、或ハ己が志準^{モクホミ}の益あるべき地理を目撃せんが爲、或ハ合衆國中、彼此の風説と知り、以て新と通商の便利を得んが爲、旅行するあり、亞國に於て、殊に體認する者ハ、其人自ら他人に優りたりと思ひて、其富饒及び才能ある者、倨傲して天分の彼に及ばざる者と鼻視するところあり。○就中火輪車に就てハ、一種の習あり、巧者も大頭領の榻側^タに並び坐し、他人ハ望て尊敬の心を生ずれども、巧者ハ其近接するを以て漸に之を忘是各其職務の爲に旅行すればあり。○合衆國の富饒及び廣

大なるハ、此の如く驚異すべき貴賤の均一なる淵源すと云ふハ、其由て來る所なりと謂可らず。

佛蘭西の使臣と擒捕する記

千八百四十五年刷、荷蘭瑤函第十至十三葉

マリヒグリアハ、米蘭の一貴屬として、佛王フランス一世の宮中一日を度し、一千五百三十一年、選舉せられて、最季の米蘭將軍フランススホルサの處に差遣せらる。○將軍甚だ使臣を愛遇し、其信帖に答ふる一書を以て、曰く、マリヒグリアの舉止を見て、王の欽差するを知と記せり。然れ共將軍ハ、^{オーストリア}奧帝兼西班牙王カール五世の仇讐を招くを恐れ、マリヒグリアが宮中に入るとを請へり。○然れ共帝マ

リヒグリアの米蘭は在留せしを知て之を將軍に詰問せり
此を以て將軍諸般の嫌疑を避るが爲の意を決して、フラン
ス一世の欽差を除き去んと欲せり、其舉左の記す如く
是が爲に將軍の囑託を受くる一人、カスチルロンと云者
あり此人先使臣を非毀するの風評を流傳し、隨て槍劔を帶
ぶる許多の兵卒と與りマリヒグリアの居所に至り、屢其僕
従と戦を挑み、且之を嘲諷せり、是に於て、其僕従皆警嚴しカ
スチルロンの攻撃を防ぎ、遂にカスチルロンを殺し、其兵を
驅逐せり。○翌日即ち千五百三十三年第七月四日、斷獄の司
長マリヒグリアの住所に來りて、其諸物を籍没し、主従を悉

く擒捕す、其僕従中年八十にして、老聾せる者あり、殘忍の獄
吏之をウツブガルグ 桔槔の如く製し懸け強て其主の罪と
かるべきことと自首せしめんとす。○マリヒグリアの諸友、其
冤を書して、米蘭の俗習の如く之を司長に奉ぜり、然れ共、司
長之を讀み直り、扯裂せり。○次の日曜日、司長先、米蘭將軍の
意を候ひ、後、夜半を過り、マリヒグリアが頸を刎じ、翌月曜日
味爽し先立ち、米蘭の街に其首をさ屍と委棄せり。
佛王フランス一世及び其議政大臣、此使臣の死を聞て、大に
愠怒す、れ共、米蘭將軍、壞帝よりも其罪を謝せしめて、己の情
を慰藉するに能はず、カール五世ハ、乃其死刑に處するを

以て當然とせり○千五百三十五年、他事の外亦マリヒダシ
アの怨を報ずるが爲に、戦争起ると公然共、米蘭將軍フラ
ンス、スホルサハ、方死せりと以て、其討伐を免る、
後一二年を経て、フランス一世此の如き敵の殘虐を報ずる
きの大舉あり、○千五百四十一年、佛王復帝と兵を構へ、後
土帝ソリマンと和を結び、且密使二人を差して、之と和約の
章程を定めしむ、○此二使名をフレゴセ及びリシコンと云
ふ、カール五世の國民より、罪より其國を逐れし者あり
○二使威尼斯を経て、君士但丁^{コンスタンチノポリ}へ行んと欲す、時、兩國約
て兵を休せり、由て、郷導を取らずして、^{論巴多}を過り、○其

後二使志を決して、水路より行んと欲す、ランゲイと云ふ者
極て其危殆ふると諫むれ共、遂に是に従わず、ランゲイ敵
悪計を以て、二使を陥るゝの秘報を得るが故に、自ら二使
の齎せし國書を保護せり、
二使發行して、千五百四十二年第七月三日午時、カニタロウ
工灣中、テシン口を距る三里許の地に到り、一時兵卒を載せ
し二船出來り、フレゴセ及びパントニス、リコング乗る
船を襲ふ、二使之を拒むを以て、敵兵二使の船に躍入りて、遂
に之を殺せり、ランゲイハ、此時直に其二使の死せる報を得
たり、又人あり、之に書を贈りて曰く、二使を殺せし形跡を滅

するが爲し二使一從一佛人と西班牙人とを乗る船民と
 悉くパヒア城の害中一囚へ又二使を殺せしハパヒアの衛
 兵卒あることを告げ知せ且此兵卒狙撃銃槍及びロンドン
 種の一を携へ三晝夜船中一滞留りて食糧と近傍の旅店より
 送らしめ更しエステルラ港に馬を準備せしとを告げし
 二使を殺せしハ煥帝の任トする米蘭の鎮臺マルキース
 ゴアストの命一出づるゴアストハ佛王土其人と和親せ
 る證を帝に上らんと欲せり○然れ共既記せしが如くラ
 ンケイ意を用ひて二使の齎せし國書を保護するを以て其
 望を失へり○フランス一世此報を得て直ち敵を要して

其罪を謝せしめんことを求め其罪を白して兵を休るの間無
 道の行を恣し萬民の正道を傷害せる所行あるを歐全洲
 一証せり○然れ共敵其罪を謝せざるを以てカール五世
 阿爾及耳の戦に敗北せし後フランス一世新し兵を構せり
 ○此亂ハ千五百四十四年クレスピの地にて兵を休るの約
 一終れり
 西班牙に至れる佛の使臣ロセポント公アントニウスデシル
 リ千六百零二年第七月其僕從と共にハルラドリド一在り
 一時其僕從西班牙人の爲に襲はる公已むを得ず自ら劔を
 取て之を禦げども一員の僕從命を失ふに至れり○此僕從

と殺せし者ハ刑に就す然れ共一二日を経て後使臣一屬せし佛の貴人夜若干の西班牙人と争闘し其二人を殺せし佛の貴人僅し其客舎に歸り頃直らし衙門の士官數員民庶を率ひて不意に之を襲ひしり○門戸を破開し銀盃及び家什を悉く毀壞し且其貴人を獄に繋げり○佛王顯利四世此報を得て直らし其使臣に西班牙を速に去べきことを命じしり此に由て兩國の民互に仇敵の意を起せしり○パウスの僧官の長之が爲し中し居て其争論を穩に治めしり
千六百二十一年西班牙に來れる使臣タルギスも亦此の如き争闘を起せしり○マドリドに行ける特派使臣バソンピー

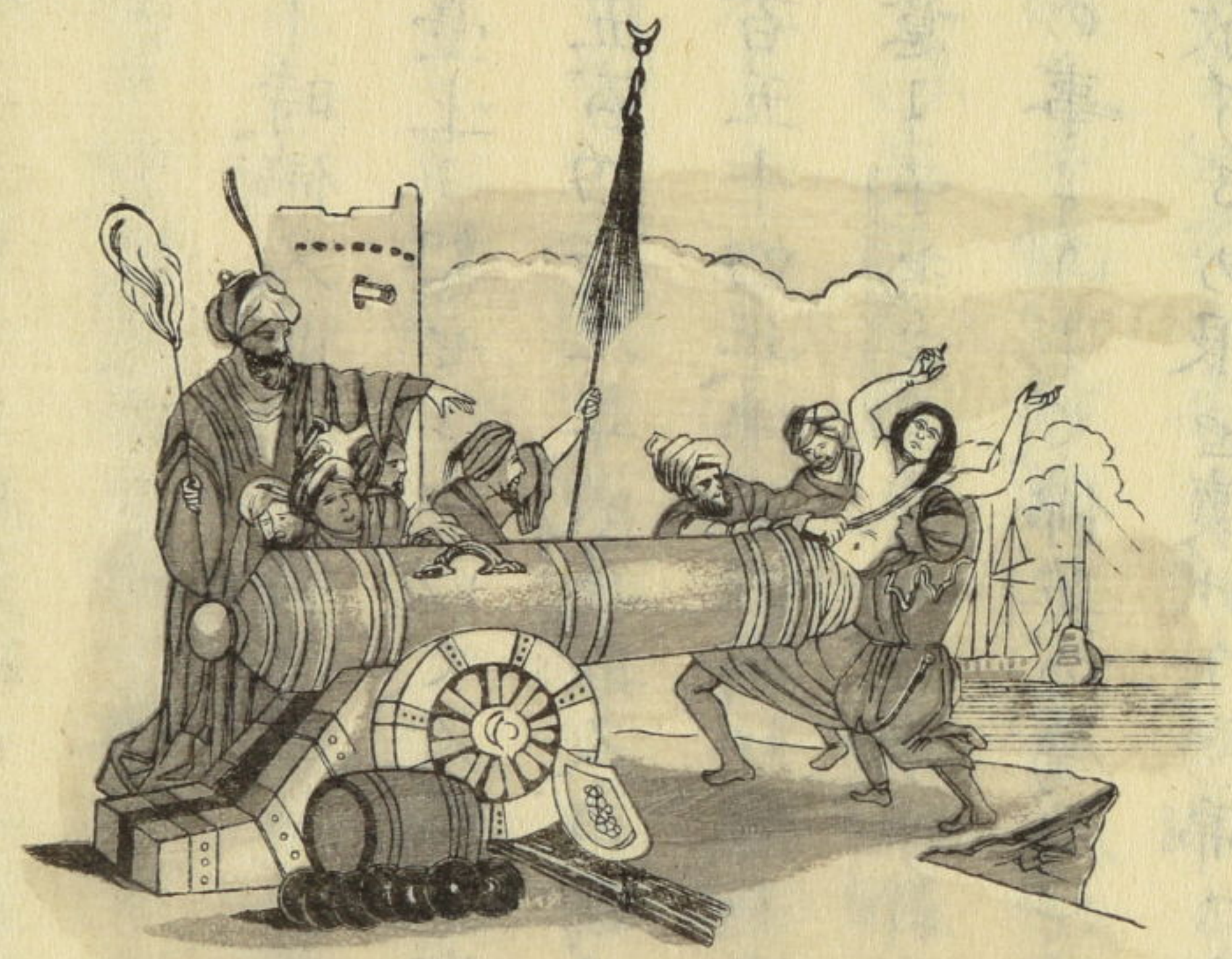
ルレ之を静めしり
千六百六十二年第六月クレッキの將軍使臣と爲て羅馬に至りし時是より先頃路馬十四世パウス歴山七世と和せず○將軍佛王の面命を守りて元佛の使臣の得しり特免の恩旨ハ悉く之を除去し去り肯せず就中使臣の住居せるハル子と第宅の近傍にてパウスの獄吏の斷獄するを禁ずるの恩免とも亦故の如く行はんと欲せり是に由て使臣の徒遂にパウスの兵卒と日々争闘するを惹起せり第八月二十日ポネニスにて佛と哥塞牙の兵卒各三人相争闘せしり○佛人ハハル子と第中し避

け歸り使臣の徒皆直ち兵仗を帯び出て哥人と其兵營に
 驅逐せり茲に於て其同營の兵卒三人速に鼓を搦チ士官に
 從ひ出て佛人に當れり○哥人ハル子セ第を攻て許多の手
 銃を發せし時使臣の内子車に坐し遊覽して歸り來れり
 拒え且一人の扈從を殺せり
 歷山七世百方其罪を謝すれ共クレキの將軍之を肯せず羅
 馬と去りて多加納カに行けり○路易十四世其使臣の耻辱に
 遇ヒと聞てパウスの使臣として佛と去りり次年アヒグ
 ノンと奪ひ軍を備て以大利に向いんとす○羅馬の宮中
 てハ其危急の難を免るゝが爲に千六百六十四年己とを得

ズ筆歪して條約を爲しパウスの甥カルヂナール僧官シギ佛
 に到りて佛王の怒を宥り怨を釋と請ひ且有罪を刑し永代
 哥人と西教宗部より放つ可とと載りり○加之此事變を無
 窮に傳ふるが爲に哥人の營前に尖形高臺を建とり然れ共
 千六百六十七年ケレメンヌ九世即位せし時佛王許して之
 を毀らしりり
 千六百八十三年至名エヌ子再び阿爾を炸彈にて燒夷せし
 時爰に畫けるが如き事起れり○當時佛人レハゲルある者
 領事官兼使臣とありて此都府に在任せり○佛の隊船より
 放發せし炸彈に由て驚く一く荒廢せしと怒りて阿爾人此

使臣と殺せり。○此年第八月の佛日録中、其事跡を記せり。次の如し。○馬爾太人として、奴隷とありし者、阿爾及耳に逃れ來りて、佛人の告て曰く、レハゲルハ、船に乗ると欲せず、且、名エス子の議に同意せずと雖も、敵兵怒り乗じて之と捕へ、且之を罪する。他、信號を以て、射放す。その地方を、其國兵に知しむるを以て、後他を巨大の加農砲に裝して打發せり。此奴又曰く、此不幸人を放發せし加農砲、其響に由て破裂せりと云り。○他の一奴ハ、此説の實ふると証し、且更に告て曰く、阿爾及耳ハゲルと諭して、回教に入らば、其命を助く可と以て、然れ共、レハゲルハ、此語を聞て喜ばず、且之

阿爾及耳にて領事官レハゲルと慘酷の刑を行ふ圖



に答て曰く、寧信實の西教徒と爲て、死し就くむと欲すと云り。前云一話の外、レハゲルと同時の人の諸説も、此不幸なる領事官を射放せし加農砲ハ、破裂せしと記せり。然れ共、方今領事官加農と名づく

驚畏すニミ巨口の加農砲あり此實ニ此忠誠官吏を殺すニ
用ひしりと後人の口碑ニ傳ひしハ亦怪むべし○阿爾と
奪ひし時佛人此砲を得て之を北臘斯的ニ輸し方今猶此地
にて臺上ニ架せしを以て人は是を觀る事を得るあり○此砲
ハ千五百四十二年威尼斯人の鑄造ニ係る
千七百五十四年佛英二國和親無事の時英政府道理あり
て不意ニ子セシチ城と北米里幹の要害の地ニ築けり○此
不義の事ありして佛英の屬地を警衛せる兩國の兵卒遂ニ
相仇敵するの恨を懷けり○佛の士官ユモンヒルレ商議す
るが爲ニ二十人の兵卒を率ひて英人の方ニ行し有名あり

華盛頓が率ひし一隊の英人ニ途上ニ遇ふ他ハ和議の
使臣とす之ニ告げ知りむと欲せしども英人ハ他の
隊ニ向て手銃を射放せしバ他死すニ重創を蒙りて地
ニ仆る○其兵卒悉く虜ニ就き逃れ去る者ハ僅ニ一人の
○後久しうらずしてユモンヒルレの同胞ヒレルス此怨を
報し子セシチ城を攻て之を拔けり○是ニ於てヒレルス英
人として其同胞ニ從ひし兵卒を悉く赦し以て其罪を償は
しめしむ
古來此の如く兇虐の所行有れ共人道を傷り横虐を被り
ハ佛合治の時より夥しきハあり

那不勒^{ナペル}在^シパウス使臣の秘書記バセヒルレ佛政府の使命を受て、暫時羅馬^{ローマ}の滞留セ^シダ羅馬の民庶其^{ミイ}三彩の流蘇帽を見て、之を嘲弄セ^リ○千七百九十五年第一月十三日他街上^リて、民庶^シ襲^ハる、逃^テて允舗中^ニ匿^ル然れ共、民庶直^チリ之を發覺^シ、剃刀を以て、其小腹^{ソコ}を刺^シければ、暫時の内^ニ痛劇^クして死^セリ○之を殺^セて後佛使臣の旅館を燒^ク、其家什を奪^ヒ取^リ○佛合治の衆議^シて此兇暴の徒を伐^チ、其讐を報^セじと決^シ、官費を用^テバセヒルレの子を養育^セリ、後一二年を経て、羅馬^{ローマ}又同様の兇殘ある一事起^リ○千七百九十七年第十二月二十八日、兵卒數隊^ニ扶^ケられて

土民亂を作^リ、合治の使臣ヨセフボナバルテの在任セ^ル第宅の前^ニ群集^セリ、使臣ハ依尼拉爾^{ベネラール}左ポット及び士官三員と率^ヒて、自ら其第宅を出^ス○左ポット此軍隊の來^レルハ使臣と防禦^スルガ爲^ニと察^シて、其手銃と裝填^スルを停^ムルガ爲^ニ、其兵卒^ニ近^ヅミ、兵卒直^チ是を襲^ヒ捕^メて曳^ク去^リ、數多の銃創^ニ由^テ死^セリ○ヨセフハ頓^ニ其第中^ニ逃^レ歸^リ、以^テ其危難を免^レ、速^ニ此地を去^リ、佛^佛一行^ケリ○是^ニ於^テ佛政廳兵を遣^リて羅馬を取^リて、左ポットの爲^ニ讐^を報^セリ○依尼拉爾兼セ^フベルチール、千七百九十八年、左ポットガ爲^ルカピトール^{羅馬の側}、雄麗^{ある}

石碑を建とる

然るに此の如き諸般の悪行中其魁とすべきハ千七百九十
九年^{オーストリア}於てラスタト^{オーストリア}に會合せし時のことなり○此會既
終りて、第四月二十四日佛合治の欽差全權ボンニール、ロベ
ルヨト及びエアインデブリ、二十四小時の内、ラスタドを
去るべきを命ぜり○三人郷導を求められ共其允を得ずして
其夜九時十時の間、啟行せしが、暗ふして道路を照すに、炬
火を用ふるに至れり○其府を距る殆と四分里にして、塙の
スセックレルのレケメント隊のヒサーレン^{騎兵の一種}六十個、其
乗車を襲へり○ボンニール、ロベルヨト二人ハ慘毒を極り

て殺戮せられ、獨りエアインデブリ耳ハ滿身に創傷を受けと
れ共死せる状を爲して、其難を免れり○翌日早朝、エアイン
デブリ復其兩職友の殺されしラスタドに返り至れり○
此時猶此地に在留せし餘國欽差皆其葬に會し、且殺戮の状
を訴て、其罪人と刑せむことを望めり○ロベルヨト及びボン
ニールハ五百員議衆官の内ふりしが、其死後之に代り任ず
る員を闕き、此非命に死せし者の名を呼ぶ毎に、同員皆之に
應ずるに、大聲を發して、復讐の事と喚へり

玉石志林卷之四 終

五石志林卷之四

然則此の如き諸侯の國に於ては、一國一人を以て其の
勢を測り、大敵を對し、一國一人を以て其の
兵員を關し、此れ非命の國を以て、故に和を事とし、同其の
二石、八五石、其國の富を以て、其の勢を測る、其の
と稱し、其國に入ると、降するは、其の國を以て、其の
其國の如く、其の國を以て、其の國を以て、其の國を以て、
其國の如く、其の國を以て、其の國を以て、其の國を以て、
其國の如く、其の國を以て、其の國を以て、其の國を以て、

